

木倉町地区まちづくり協定

まちづくり計画の名称		木倉町地区まちづくり計画
まちづくり計画の対象となる区域		木倉町の一部
まちづくり計画の対象となる区域の面積		約 1.1ha
まちづくりの目標		<p>木倉町の地名は、藩政期の初めごろに材木蔵があったことを由来としており、平成 15 年 8 月 1 日に旧町名が復活した。</p> <p>本地区は、「木倉町商店街」として、飲食店が軒を連ねており、味わいや食の香りを背景とした風情が感じられる街並みが今も続いている。</p> <p>この趣と親しみのある街並みを大切にするとともに、住民が安全に安心して暮らせるまちづくりを目標とする。</p>
まちづくりの方針		<p>まちづくりの目標の実現に向けて以下をまちづくりの方針とする。</p> <p>(1) 飲食店を中心とした健全な商業活動を推進するまちづくり</p> <p>(2) 趣と親しみのある街並みを守るまちづくり</p> <p>(3) 住民と事業者が協力し合う安全で安心なまちづくり</p>
住み良いまちづくりを推進するために必要な事項	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物等を建築してはならない。用途を変更する場合も、同様とする。</p> <p>(1) 葬儀場</p> <p>(2) 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第6項第3号及び第5号（店舗型性風俗特殊営業）、第7項各号（無店舗型性風俗特殊営業）、第8項（映像送信型性風俗特殊営業）、第9項（店舗型電話異性紹介営業）、第10項（無店舗型電話異性紹介営業）並びに第13項各号（接客業務受託営業）に掲げる営業の用に供するもの</p> <p>(4) 次のアからウまでに掲げる営業の用に供するもの</p> <p>ア 風営法第2条第1項第1号及び第7項第1号に掲げる営業に関する情報の提供</p> <p>イ 当該営業の営業所等（受付所、当該営業を営む者が指定した場所を含む。）への案内</p> <p>ウ 当該営業を営む者又はこれらの代理人、使用人その他の従業者と待ち合わせを行うための場所の提供</p>
	建築物等の形態又は意匠の制限	<p>(屋外広告物等)</p> <p>(1) 屋外広告物等は、地域の景観に配慮した素材やデザインで都市景観上支障のないものとする。</p> <p>(2) 点滅灯や回転灯類を広告物等に附帯させない（安全のため必要な場合を除く。）。</p> <p>(3) 広告照明は過剰な光量とならないよう努め、光源の色彩や動き等は周囲の環境への影響に配慮し、また、光源の点滅の速度は緩やかにする。</p>

住み良いまちづくりを推進するために必要な事項	土 地 利 用 等 の 制	新たに土地又は建築物等を利用し、又は活用しようとする者（従前の用途を変更する場合も含む。）は、事前に木倉町商店街に連絡しなければならない。
	そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> (1) 悪臭、騒音等による生活環境の悪化防止に努める。また、苦情があったときは、誠意をもって対応する。 (2) 自店舗前以外での呼び込み活動やキャッチセールスを禁止する。 (3) 夜間に管理人が常駐しない施設にあっては、夜間の連絡先を木倉町商店街へ通知する。 (4) 空き地及び空き家等の所有者及び管理者は、管理を徹底するなど出火の防止、防犯等の地域安全及び環境保全の対策を講じなければならない。 (5) 地域において実施される地域活動に積極的に参加及び協力をし、良好な近隣関係の醸成に努める。 (6) 地震等災害時においては、相互協力のもと、お年寄り、子ども等災害弱者や、来街者の避難所への誘導に努める。 (7) 冬期間の道路除雪は、事業者も含め相互に協力し、地域が主体となって取り組むよう努める。 (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第5号に定める物品及びこれに類する物品の自動販売機は設置してはならない。

●このまちづくり計画に基づいて、金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例第11条第1項の規定により、令和6年1月30日に地区住民等と金沢市長とでまちづくり協定を締結しました。

●これらの基準とは別途に、「景観法」、「金沢市屋外広告物に関する条例」及び「金沢市における夜間景観の形成に関する条例」に基づく手続きが必要となる場合があります。